

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金交付要綱

令和6年3月25日障事第2275号

(通則)

第1条 令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱」（令和6年2月22日厚生労働省発障0222第6号厚生労働事務次官通知）、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱」（令和6年2月22日こ支障第37号こども家庭庁長官通知）、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」（令和6年2月8日こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額6千円相当）の賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 本事業の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象事業所

本事業の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービスタイプの施設・事業所であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ第5条に規定する要件を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、第7条第1項の福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(2) 対象者

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算及びベースアップ等加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員、就労定着支援員、地域生活支援員、児童指導員、保育士

なお、就労定着支援員及び地域生活支援員は令和6年4月1日から対象とする。

また、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

上記の他、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

ア 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）

イ 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

ウ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従事者）

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契

約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付金の算定方法)

第4条 この交付金は、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額6千円相当）の賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応することとする。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払期間により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

2 交付額の算出は、次のとおり行う。

交付額 = $a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。）

b サービス類型別交付率（別紙1表1）

(賃金改善等の要件)

第5条 賃金改善の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 賃金改善の実施

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

(2) 賃金改善の開始時期

障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

(3) 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本

事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する必要があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

（4）その他の要件

ア 賃金改善方法の周知について、障害福祉サービス事業者等は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について、第7条第1項の福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から本交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

イ 障害福祉サービス事業者等は、本交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

2 前項の規定に係らず事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この項において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の（1）から（4）までの事項を記載した特別な事情に係る届出書（別紙様式5。以下「特別事情届出書」という。）を、交付申請時に併せて届け出ること。

- （1）本要綱の規定による交付金の交付を受けている障害福祉サービス事業者等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- （2）福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容
- （3）当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- （4）福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

（交付の条件）

第6条 障害福祉サービス事業者等への交付金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

- （1）交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（本事業によ

る交付金の対象である施設・事業所に限る。)における賃金改善に充てることができる。

- (2) 本事業の経費の配分の変更はしてはならないものとする。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 本事業の内容の変更(交付決定額の変更を含む。ただし、軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 本事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 本事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった際には、支出証拠書類等とともに速やかに提出しなければならない。
 - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。)
 - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

(申請手続等)

第7条 障害福祉サービス事業者等は、交付金の交付を申請しようとするときは、交付申請書(第1号様式)とともに、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書(別紙様式2-1)及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)(別紙様式2-2)(以下「計画書」という。)を、知事が定める日までに提出しなければならない。

2 計画書に記載の用語の定義は以下のとおりとする。

- ア 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額
交付対象期間における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額をいう。
- イ 賃金改善の見込額
賃金改善に要する見込額(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)の総額であって、アの額以上となる額をいう。
- ウ 基本給等による賃金改善の見込額等
イのうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の交付金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

（交付決定）

第8条 知事は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、申請者に対してその内容を通知する。

（概算払い）

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

（承認申請）

第10条 第6条第2号又は第3号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ交付金変更承認申請書（第2号様式）又は交付金中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更届出）

第11条 障害福祉サービス事業者等は、交付申請書と同時に提出した福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書に変更（次のアからウまでのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次のアからウまでに定める事項を記載した変更の届出を行う。

ア 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

イ 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1及び別紙様式2-2

ウ 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

（実績報告）

第12条 第8条の規定により交付決定を受けた障害福祉サービス事業者等は、知事が定める日までに実績報告書（第4号様式）とともに、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別紙様式3-1）及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式3-2）（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書に記載の用語の定義は以下のとおりとする。

ア 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額

賃金改善実施期間において受領した福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額をいう。

イ 賃金改善所要額

各施設・事業所において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、アの額以上の額を記載する。

ウ 基本給等による賃金改善所要額等

イのうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の交付金の総額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金総額等

以下の①、②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額

② 令和5年2月から5月の賃金総額

（請求）

第13条 第8条の規定により、交付決定を受けた交付金について、第9条の規定により概算払を受けるときは、第5号様式にて請求するものとする。ただし、別に知事が定める方法で支払う場合は、この限りではない。

（交付金の返還）

第14条 知事は、第7条の交付申請書の内容が、第3条又は第6条の規定と異なることが明らかになった場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、当該取り消しに係る部分に対する交付金について県に返還することを命ずることができるものとする。

（決定の取消等）

第15条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 本事業による交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら第5条第2項に規定する特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合

(3) 交付金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(4) 暴力団員若しくは暴力団又は第3条第2項第2号若しくは第3号に該当する者（交

付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）であることが判明したとき。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、交付金の当該取消に係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 交付事業者は、第1項の規定により交付金の交付の決定が取り消された場合において、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金等の額に充てられたものとする。
- 5 交付事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 7 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第16条 本事業の交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（事業概要に関する周知等）

第17条 知事は、事業実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により障害福祉サービス事業者等への周知を行う。

（申請が行われなかつた場合等の取扱い）

第18条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、障害福祉サービス事業者等から知事が別に定める日までに第7条の規定による申請が行われなかつた場合は、交付金を受けることを辞退したものとみなす。

(その他)

第19条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る交付金について適用する。

別紙1

表1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%
障害児相談支援	0%

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地
法人名
代表者職氏名

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付金申請額 円
(別紙様式2-1の福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額)
- 2 誓約書（別紙様式1）
- 3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書（別紙様式2-1）
- 4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）
(別紙様式2-2)
- 5 役員等名簿（様式第6号）

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地
法人名
代表者職氏名

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金変更承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県障害指令第 号 で交付決定があった令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金について、下記の理由により変更したいので承認されたく申請します。

記

1 事業所名

2 変更交付申請額 金 円
（既交付決定額 金 円）

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地
法人名
代表者職氏名

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け千葉県障害指令第 号 で交付決定があった令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金について、下記の理由により中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地
法人名
代表者職氏名

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金実績報告書

令和 年 月 日付け千葉県障事指令第 号 で交付決定があった令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別紙様式3-1）
- 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）
（別紙様式3-2）

第5号様式（第13条）

令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金(概算払)請求書

年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地

法人名

代表者職氏名

令和 年 月 日付け千葉県障害指令（達）第 号一 で交付決定（額の確定）のあった令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金について、下記のとおり請求します。

金 円

預金種別	普通・当座
振込先	銀行 支店
口座番号	
名義人 (フリガナ)	

(別紙様式1)

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

法人所在地
法人名
代表者職氏名

交付金の交付を申請した事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付金の交付を受けられないこと又は交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2~5月分)		円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)		円	
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年4・5月分)	0	円	(0.00) %
ii)賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	0	円	
iii)うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額はi)欄の額の2/3以上となること)	0	円	
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	(0.00) %
(一月あたり 0 円)			
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	(0.00) %
(一月あたり 0 円)			

【記入上の注意】

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
I 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること
II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input type="checkbox"/>	処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。
--------------------------	---------------------------------------

【記入上の注意】

- ・「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ・ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給		決まって毎月支払われる手当(新設)		決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)	
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)		手当(既存の増額)	賞与	該当なし(全て基本給等)	その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)							
		就業規則の見直し		賃金規程の見直し		その他 ()		
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
③ベースアップの実施予定	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情						
	実施しない							

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

	<p>令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る千葉県国民健康保険団体連合会から千葉県への支払口座情報の提供に同意します。</p> <p>計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。</p>						
令和 6 年	月	日	法人名				
			代表者	職名		氏名	

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて		
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している		○
2 賃金改善計画について		
②	賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	×
③	基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	×
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて		
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている		○
4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法		
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない		×
5 要件を満たすことの確認等		
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない		×
誓約について、空欄の項目がない		×
別紙様式2-2(補助金)		
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない		○
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている		×
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない		○

別紙様式2-2(交付金)

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)

提出先 千葉県

法人名	0
-----	---

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](d)	
うち、令和6年4・5月分の交付金額(見込額)の合計[円](e)	0

【記入上の注意】
 ・処遇改善臨時特例交付金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で交付金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていれば足りること。
 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・報酬ファクタリング等のサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
 ・交付金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。そのため、振込先の希望を、②と③の全体で1つだけ選択すること。具体的には、
 ・②の列で、①の債権譲渡以外の事業所の「国保連合会の振込先口座」への振込を希望するか、
 ・別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報等を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ペースアップ等加算の算定有無(令和6年4月から算定見込みである場合を含む)	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額[円](a)	交付率(b)	交付対象期間(c)		福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(d) (a×b×c) [円]	うち、令和6年4・5月分の交付金の見込額(e)(d×1/2)[円]	①債権譲渡の有無(該当するものに「○」)	②のいずれか又は③に○(全体で1つのみに「○」)		X ○
			都道府県	市区町村						②国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望	③債権譲渡がある場合、別途届け出た口座						
1							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
2							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
3							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
4							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
5							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
6							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
7							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
8							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
9							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
10							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
11							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
12							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
13							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
14							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
15							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
16							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
17							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
18							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		
19							—			令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			—	—	—		

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実績報告書

1 基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 実績報告について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年2~5月分)		0	円
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)			円
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)			
i)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年4・5月分)		0	円 (0.00) %
ii)賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)		0	円
iii)うち、基本給等による賃金改善の所要額(右側の額はi欄の額の2/3以上となること)		0	円
福祉・介護職員の賃金改善の所要額(参考)			
うち、基本給等による改善の所要額			(0.00) %
(一月あたり)	0	円	
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)			
うち、基本給等による改善の所要額			(0.00) %
(一月あたり)	0	円	
④ベースアップの実施	実施した 実施していない	実施した場合、ベースアップ率	実施していない場合、やむを得ない事情

【記入上の注意】

- ・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
I 交付金による賃金改善の総額が交付金による収入額以上となること
II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ・②「賃金改善の所要額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額((ア)-(イ))(②以上の額となること)	#VALUE!	円
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額		円
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金の総額		円
② 令和5年2月から5月の賃金総額		円

【記入上の注意】

- ・事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

備考欄

--

4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

<input type="checkbox"/>	実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。			
令和 6 年	月	日	法人名	
			代表者 職名	氏名

【記入上の注意】

- ・各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	○
2 実績報告について	
② 賃金改善の所要額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額以上となること	×
③ 基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)が交付金額(令和6年4・5月分)の2/3以上となること	×
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げている	##
4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約	
誓約について、空欄の項目がない	×

別紙様式3-2(交付金)

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(施設・事業所別個表)

提出先	0
-----	---

法人名	
-----	--

【記入上の注意】
 ・本表に記載する事業所は、処遇改善臨時特例交付金 処遇改善計画書の別紙様式2-2(交付金)に記載した事業所と一致しなければならない。
 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額の合計[円]	0
うち、令和6年4・5月分の交付金の合計[円]	0

	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	交付対象期間	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年2~5月)[円]	うち、令和6年4・5月分の交付金の総額[円]
			都道府県	市区町村					
1							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
2							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
3							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
4							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
5							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
6							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
7							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
8							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
9							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
10							令和 6 年 2 月~令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		

変更に係る届出書(令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)

基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和		年		月		日
2 変更の概要							

令和 年 月 日

(法人名)
(代表者名)

--

別紙様式 5

特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（障害福祉事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

役員等名簿

番号	商号又は名称 (半カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (半カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、交付を受けようとする事業を行う者が

- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件給付金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。